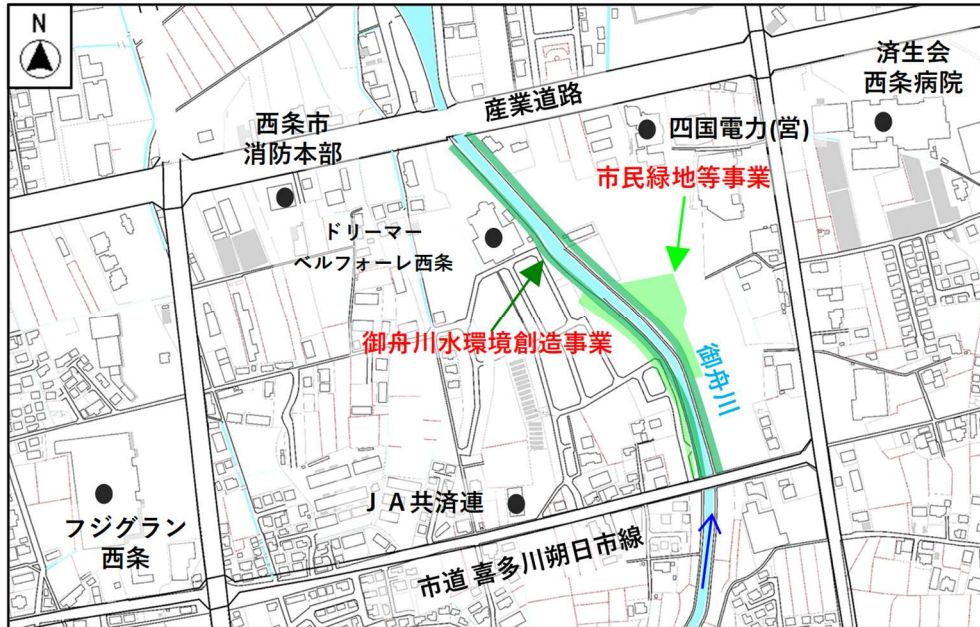


御舟川緑道および市民緑地（紡ぐ広場）が3月25日（木）から利用できるようになります

このたび、工事が完成した「御舟川緑道（歩行者道）」の産業道路から市道喜多川朔日市線までの御舟川兩岸約470mの区間について、令和3年3月25日10時から利用できるようになります。また、民間により整備された、御舟川沿いの市民緑地も同じく利用できるようになります。

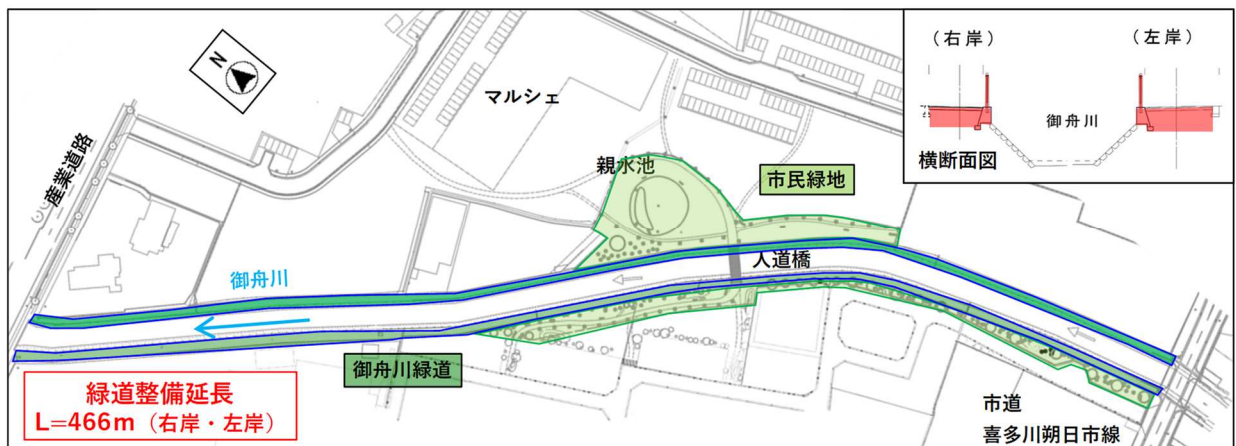
御舟川の水と緑に親しむ空間として、散策などお楽しみください。

■ **事業位置図**



(朔日市内)

■ **施設平面図**



■ 緑道・緑地の写真



市道喜多川朔日市線からの様子（両岸）



御舟川右岸からの様子（市民緑地）



御舟川左岸からの様子（北方向）



御舟川左岸からの様子（南方向）

※ 令和3年3月初旬に撮影

【 御舟川水環境創造および市民緑地等事業の事業経緯について 】

御舟川水環境創造事業により、産業道路から市道喜多川朔日市線までの御舟川の両岸（466m）を地域住民が親しめる空間として、自然環境を活かした遊歩道の整備を行いました。このことにより、歩行による南北のアクセスが可能となり、回遊性が創出されることが見込まれます。

また、同じ御舟川沿いには、西条市緑地保全・緑化推進法人（株）アドバンテックが市民緑地認定制度^{※1}を活用し、市民緑地の整備を行いました。

この市民緑地は、市民の誰もが利用できる緑地として開放され、賑わいの創出や、まちあるきの増加に寄与し、市民の憩いの場となることが期待されます。

※1 民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理するものが、設置管理計画を作成し、市長の認定を受け、設置管理計画に基づき民間主体で広場等を「市民緑地」として設置・管理する制度です。